

福山市市制施行110周年記念動画制作業務委託仕様書

1 業務名

福山市市制施行110周年記念動画制作業務

2 業務の目的

2026年（令和8年）7月1日に市制施行110周年を迎えるに当たり、これまで取り組んできたばらのまちづくりや発展の軌跡、特に市制施行100周年からの10年間の歩みを振り返ることで、市民に本市への更なる誇りと愛着を持ってもらうとともに、これから発展への期待感を醸成するための映像を制作することを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から2026年（令和8年）6月30日まで

4 業務内容

（1）映像の構成及び制作

全4本の動画（次のア～エ）を、条件（次のオ～キ）に基づいて制作する

ア 映像制作（記録用）

（ア）市公式YouTubeで配信するための5～10分程度の映像を制作すること。

（イ）資料映像・写真、字幕付きの日本語ナレーション（字幕は英語訳併記）を挿入すること。

イ 映像制作（式典等での上映用）

（ア）福山市市制施行110周年記念式典等で上映するための3分程度の映像を制作すること。

（イ）資料映像・写真、字幕付きの日本語ナレーションを挿入すること。

ウ 映像制作（SNS配信用）

（ア）市公式SNS（X、Facebook等）で配信するための1分未満の映像を制作すること。

（イ）資料写真、テロップ（日本語）を挿入すること。

（ウ）縦長版の映像にするなど、スマートフォンでの閲覧を意識した内容、画角とすること。

エ 映像制作（デジタルサイネージ再生用）

（ア）デジタルサイネージ等で再生するための3分程度の映像を制作すること。

（イ）資料映像・写真、テロップ（日本語及び英語訳）を挿入すること。

オ 映像の構成

映像は、①市制施行以降の本市のあゆみ、②市制施行100周年である2016年（平成28年）7月以降の10年間における本市の主な出来事の振り返り、③本市の未来像を想像できる内容とし、特に②の内容をメインとした構成とする。

カ 映像の構成要素

映像には、次の要素を含むものとする（順不同）。

- (ア) 福山城築城 400 年記念事業に関すること
- (イ) 世界バラ会議福山大会に関すること
- (ウ) 抜本的な浸水対策に関すること

キ 留意事項

- (ア) 視覚的に引き付けるタイトルやグラフィックを使用すること。
- (イ) 必要に応じて、音楽、効果音を挿入すること。
- (ウ) 使用する素材には、必要に応じて受注者の所有する写真・映像を使用すること。第三者から調達する場合は、著作権等の使用についての権利の確認を行うこと。
- (エ) 映像制作に必要なスタッフ、出演者、機材等の手配及び管理は、全て受注者が行うこと。

（2）映像の撮影

ア ばら公園の空撮映像の撮影

- (ア) ばら公園に咲くばらの見頃の時季（2026年（令和8年）5月頃）に撮影すること。
- (イ) 8カット以上撮影すること（1カットにつき30秒以上）
- (ウ) 撮影した映像は、(1)で制作する映像に1カット以上挿入すること。
- (エ) 空撮用機材の調達、撮影許可の取得は、受注者が行うこと。
- (オ) 撮影する画角等は、発注者と協議して決定するものとする。

イ その他の魅力映像

- (ア) 必要に応じて、本市の魅力が伝わるような映像を撮影し、映像に挿入すること。
- (イ) 撮影用機材の調達、撮影許可の取得は、受注者が行うこと。

（3）バナー画像・サムネイル画像制作

完成映像等の広報において使用可能な画像を制作すること。

なお、広告媒体は福山市公式 SNS、福山市公式ホームページ等とし、発注者と受注者で別途協議することとする。

（4）その他

詳細な企画、構成内容、台本（絵コンテ含む）については、撮影等を行う前に発注者と受注者で協議し、決定するものとする。また、制作する映像については、複数回発注者が校正できるよう、適宜スケジュール等を調整すること。

5 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

（1）福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町3番5号 本庁舎4階）

- (2) 受注者の所在地
- (3) 福山市が指定した場所

6 納品形態・納期

「4 業務内容」で制作した動画、撮影映像（編集前のもの）及び画像について、それぞれ次に掲げる形態で期限までに納品すること。

- (1) 動画を保存したブルーレイディスク及びDVD（各1枚ずつ）

(2) 動画データ	<table border="0"><tr><td>拡張子</td><td>: MP4</td></tr><tr><td>映像フォーマット</td><td>: H.264 (MPEG-4 AVC、Part10、avc1)</td></tr><tr><td></td><td>60fps 以上 (20Mbps 以下)</td></tr><tr><td>音声フォーマット</td><td>: AAC、320kbps、48kHz、2ch、-24.0LKFS</td></tr><tr><td>画像解像度</td><td>: 1920×1080pixel (16:9 フル HD)</td></tr><tr><td>文字表示</td><td>: セーフティ 98%</td></tr></table>	拡張子	: MP4	映像フォーマット	: H.264 (MPEG-4 AVC、Part10、avc1)		60fps 以上 (20Mbps 以下)	音声フォーマット	: AAC、320kbps、48kHz、2ch、-24.0LKFS	画像解像度	: 1920×1080pixel (16:9 フル HD)	文字表示	: セーフティ 98%
拡張子	: MP4												
映像フォーマット	: H.264 (MPEG-4 AVC、Part10、avc1)												
	60fps 以上 (20Mbps 以下)												
音声フォーマット	: AAC、320kbps、48kHz、2ch、-24.0LKFS												
画像解像度	: 1920×1080pixel (16:9 フル HD)												
文字表示	: セーフティ 98%												

※撮影データはスローモーション編集に耐えるよう、画質4K以上、ダイナミックレンジを広く取り、フレームレートを60fps以上とすること。

(3) 画像データ	<table border="0"><tr><td>拡張子</td><td>: JPEG 又は PNG</td></tr><tr><td>画像解像度</td><td>: 1920×1080pixel</td></tr></table>	拡張子	: JPEG 又は PNG	画像解像度	: 1920×1080pixel
拡張子	: JPEG 又は PNG				
画像解像度	: 1920×1080pixel				

- (4) 納期

2026年（令和8年）6月22日（月）までに納品すること。

7 納品場所

福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町3番5号 本庁舎4階）

8 著作物の利用及び著作権

- (1) 本契約により新たに発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、福山市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務の成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権等の権利関係の処理は受注者が行うこととする。
- (3) 納品された成果物は、各種イベントや行政施設での上映、市ホームページへの掲載等で活用する場合があるため、二次利用できるものとする。

9 業務実施上の条件

- (1) 委託契約金額には、交通費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。

10 その他

- (1) 本業務遂行に当たっては、本市と協議を行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たり、本市と協議を行いその意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (5) 受注者は、本業務をすべて完了したときは、契約期間内の業務実績を記載した「業務完了通知書及び業務実施報告書」を、2026年（令和8年）6月30日までに提出しなければならない。
- (5) 受注者は、業務実施に当たり特に定めるもの以外必要となる経費のすべてを負担するものとする。
- (6) 受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに本市に報告し協議を行い、その指示を受けること。なお、本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は別途協議を行うこととする。
- (7) 委託業務上発生した障害や事故については、事の大小にかかわらず本市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。
- (8) 受注者が本業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等に基づき、その扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (9) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。
- (10) 発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。